

茨城県報

第四千三百四十四号

昭和三十四年三月二日

目次

告示

ページ

- 土地改良事業計画書類の縦覧……………一
- 木材業者の登録……………一
- 計量器販売等の事業登録……………二
- 助産婦の訂正登録……………三
- 看護婦の登録……………二
- 茨城県目立技術者養成所規程……………二
- 旅行あつせん業保証金公告……………五
- 辞令……………六
- 和田勉ほか……………六

告

示

茨城県告示第六十二号

土地改良法第八十七条第一項の規定に基き県営小貝川沿岸土地改良事業について土地改良事業計画を定めた。よつて同条第三項及び同法施行規則第六十六条において準用する同規則第十六条の規定に基いて当該事業計画書を左記のとおり縦覧に供する。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 縦覧に供する事項

県営小貝川沿岸土地改良事業計画書

二 縦覧期間

昭和三十四年三月五日から
昭和三十四年三月二十五日まで 二十一日間

三 縦覧場所

下妻市役所、水海道市役所、石下町役場、千代川村役場

茨城県告示第六十三号

木材業者及び製材業者登録条例第五条に基き左記の者を木材業者として登録した。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

○木材業者

登録年月日	登録番号	住所(所在地)	名称	氏名(代表者氏名)	営業所又は工場所在地	業種
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業
昭和三十四年三月三日	第三号	日立市大久保町八奥	折笠材木店	折笠貢	名称に住所に同じ	素材生産業

二・四	高水支那勝田市足崎町	一	神永 操	〃	〃	卸小売
二・三三三	筑波郡谷和原村上長沼	一	小島 兵司	〃	〃	生素産業材

茨城県告示第百六十四号

計量法第四十七条第一項の規定により次のとおり計量器販売等の事業を登録した。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

長さ計（ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ及び回転尺を除く）

登録番号	登録年月日	店舗の所在地	氏名又は名称
第三七二号	昭和三十四年三月一日	水海道市宝町三八番地	堀越 茂三
第二七二号	昭和三十四年三月一日	石岡市大字石岡七五番地	株式会社 高木書店

ます（計量筒式ガソリン量器を除く）、斗概及び化学用体積計

茨城県告示第百六十五号

左のとおり助産婦名簿を訂正登録した。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	種別	訂正年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日
第四〇四三三	助産婦	昭和三十四年三月二日	水戸市小吹町二九二	石田 いち	昭和六・二・二

茨城県告示第百六十六号

左のとおり看護婦の登録をした。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号	種別	登録年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日
五、九〇	看護婦	昭和三十四年三月二日	那珂郡瓜連町中里三六一番地	加藤 ひさ	明治三・三・六
五、九一	〃	〃	土浦市霞ヶ丘町市営アパート十四号	玉置 昭子	昭和二・二・五

茨城県告示第百六十七号

茨城県目立技術者養成所規程を次のように定める。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県目立技術者養成所規程

(目 的)

第一条 この規程は、茨城県付属機関設置規程（昭和三十年茨城県告示第百九十号）第四十条の二に規定する茨城県目立技術者養成所（以下「養成所」という。）の課程、教科、入所手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課程及び教科)

第二条 養成所に普通科及び補修科の課程を置く、

2 普通科の教科は次のとおりとする。

学 科 林産学概要、目立機械、鋸の規格、製法、性質、鋸の目立技術、目立技術と木材利用合理化、目立技術の改良、製材機械及び機械要素、製材技術

実 習 目立技術実習、製材実習

3 補修科の教科は次のとおりとする。

学 科 目立技術と木材利用合理化、鋸の目立技術、製材機械及び機械要素

実 習 目立技術実習、製材実習

4 養成所の長（以下「所長」という。）必要があると認めるときは、前二項に規定する教科の一部を変更することができる。

（養成期間）

第三條 養成期間は、次のとおりとする。

一 普通科 五月間とし、四月一日から八月三十一日まで及び十月一日から翌年二月末日まで毎年二回行う。

二 補修科 七日間とし、随時行う。

（入所定員）

第四條 入所生の定員は、普通科十人及び補習科若干人とする。

（入所資格）

第五條 養成所に入所できる者は、志操堅実、身体強健な者であつて、次の各号に該当するものでなければならない。

一 本県内に居住する年令十五歳以上の者

二 新制中学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

三 補習科にあつては、前二号に掲げるもののほか、一年以上目立作業に従事した者

（入所手続）

第六條 入所希望者は、入所願（様式第十一号）に次の各号に掲げる書類を添えて第三條に規定する養成期間の始期の前月十日までに居住地の地域を管轄する支庁長（支庁の支所の担当区域にあつては当該支所長）を経由して所長に提出しなければならない。

一 履歴書（様式第二号）

二 戸籍抄本

三 最終学校卒業証明書

（入所の決定）

第七條 所長は、入所希望者について選考のうえ、農林部長と協議して入所生を

決定する。

2 所長が入所生を決定したときは、その旨を当該入所希望者に通知するものとする。

（誓約書）

第八條 入所を許可された者は、その日から十日以内に保証人二人を定め、誓約書（様式第三号）に連署のうえ所長に提出しなければならない。

2 前項の保証人のうち一人は、親権者又は後見人（成年者にあつては独立の生計を営む親族の者）でなければならない。

3 保証人が死亡した場合又は親権者もしくは後見人に異動を生じた場合は、遅滞なく新しい保証人を定め誓約書の様式に準じた保証書を提出しなければならない。

4 保証人が、その住所又は氏名を変更したときは、その旨を直ちに所長に届け出なければならない。

（教科費の負担）

第九條 授業料は、徴収しない。ただし教材費の一部は、入所生の負担とする。

（休業日）

第十條 休業日は、次の各号に掲げる日とする。

一 国民の祝日

二 日曜日

三 年末年始の休業日 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 所長は、必要があると認めるときは前項に規定する休業日を変更し、又は休業日において授業を行うことができる。

（退所手続）

第十一條 疾病その他やむを得ない理由のため退所しようとする者は、その理由をくわしく記載した退所願（様式第四号）を保証人と連署のうえ、疾病による場合は医師の診断書を付して所長に提出して許可を受付なければならない。（退所処分）

第十二條 所長は次の各号の一に該当する者に対して退所を命ずることができる。

一 課程修了の見込がないとき。

- 二 性行不良で改心の見込がないとき。
- 三 正当の理由がなく欠席が多いとき。

(終了証書)

第十三条 所長は、所定の課程を終了した者に対して修了証書様式第五号を授与する。

(寄宿舎)

第十四条 養成所に寄宿舎を置き、入所生の希望によりこれを利用させることができる。

2 寄宿舎の管理及び運営については別に定める。

(委任規定)

第十五条 この規定に定めるもののほか、養成所の管理及び運営に関し必要な事項は所長が定める。

付則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 第三条第一号の規定にかかわらず、昭和三十四年度における普通科の養成期間については、五月一日から九月三十日まで及び十一月一日から翌年三月三十一日までとする。

(様式第一号)

入 所 願

貴養成所に入所したいので御許可下さるよう関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日

本 籍 地
現 住 所

氏 名 (印)

年 月 日 生

茨城県目立技術者養成所長殿

(様式第二号)

履 歴 書

本 籍 地
現 住 所

世帯主との続柄

氏 名

年 月 日 生

学 業

一 年 月 日 県 郡 村 立 小学校に入学 年 月 日 卒業

一 年 月 日 県 郡 村 立 中学校に入学 年 月 日 卒業

一 年 月 日 県 郡 村 立 高等学校に入学 年 月 日 卒業

一 年 月 日 県 郡 村 立 何々工場で目立作業に従事

一 年 月 日 賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右 氏 名 (印)

(様式第三号)

誓 約 書

今般入所を許可されましたにないては、諸規程及び指示を堅く守り万一これにそむいた場合は退所を命ぜられても異議のないことを誓約いたします。

昭和 年 月 日

本 人 氏 名 (印)

右の者が今般入所を許可されたについては、本人誓約のとおり堅く守らせることはもちろん本人在所中の身上に関する一切の事件を引受け不慮の災害を被ることがありましても本人はもちろん本人以外の何人にも異議を申させません。

右保証いたします。

昭和 年 月 日

本 籍 地
現 住 所
職 業
本人との関係
保証人氏名

年 月 日生

印

年 月 日生

印

茨城県目立技術者養成所長殿

(様式第四号)

昭和 年 月 日

入 所 生
保 証 人
氏 氏 氏

名 名 名
印 印 印

茨城県目立技術者養成所長殿

退 所 願

左記理由により退所したので御許可下さるよう関係書類を添えておいた
します。

理 由

記

(様式第五号)

修 了 証 書

科 第 期 生

氏 名

年 月 日生

右の者は本所所定の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

茨城県目立技術者養成所長

氏 名 印

茨城県告示第百六十八号

旅行あつ旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二十一条及び、旅行あ
つ旋業者営業保証金規則第八条の規定により左記のとおり公告する。

昭和三十四年三月二日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 (一) 登録番号

(二) 登録邦人第六十号

(三) 住所及び名称又は氏名

(四) 古河市天神町六、一五六 有限会社 古河観光社 関 根 元

(五) 商 号 有限会社 古河観光社

(六) 主たる営業所の位置及び名称

(七) 古河市天神町六、一五六 有限会社 古河観光社

二 (一) 登録の年月日

(二) 昭和三十一年五月三十一日

(三) まつ消の年月日

(四) 昭和三十四年二月十三日

三 営業保証金の額

金五万円也

四 前各号の営業保証金につき、旅行あつ旋業法第十七条第一項の権利を有する者は本公告の日から六カ月以内に、その債権の額、債権発生の実事並びに住所及び氏名を記載した申出書式通を提出されたい。

五 申出書の提出がないときは、営業保証金は取りもとされる。

辞

令

警務部教養課長を命ずる

警務部教養課長

辞職を承認する。

茨城県警視

和

田

勉

茨城県警視

谷

川

博

茨城県報の購読申込について

きたる三月末日で茨城県報の購読期限が一応終了いたします。

来年度も引き続き購読御希望の方をこんど新たに購読を希望される方は、購読料(月額百円、郵便料をふくむ。)を添えてお申込み下さい。

なお、新規申込のない場合は、四月以降の分の発送を、ひとまず停止いたしますから御了知願います。

(文書課)

茨城県報購読申込書

一 茨城県報

昭和

年

月分

毎

月分

昭和

年

月分

右のとおり購読したいので購読料 円を添えて申込みます。

昭和三十四年

月

日

(配付先)住所

(申込者)氏名

茨城県知事

殿

印

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)

(金) 送料共一ヶ月(金) 百円

発行所 茨城県水戸市北三ノ丸一一九番地

印刷所 茨城県水戸市北三軒町二四番地の四 印刷所